

## 半田市情報セキュリティ委員会設置要綱

### (目的)

第1条 半田市の情報資産をコンピュータ及び情報ネットワークを利用して、適正かつ安全に管理、運用を行うため、半田市情報セキュリティ委員会（以下「セキュリティ委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 セキュリティ委員会の所掌事項は、「半田市情報セキュリティ対策基準」において定めるものとする。

### (組織)

第3条 セキュリティ委員会の組織は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長に副市長、副委員長に企画部長を充て、委員は各部長をもって充てる。

### (職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 セキュリティ委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 セキュリティ委員会は、必要に応じ関係職員、その他委員長が必要と認める者を出席させることができる。

### (庶務)

第6条 セキュリティ委員会の庶務は、企画部デジタル課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、セキュリティ委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年9月16日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。